

## 共催、協賛及び後援に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人 大学コンソーシアム京都（以下「法人」という）が共催、協賛又は後援（以下「後援等」という）する場合に必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 共催 第三者が主催する催しについて、主催者と共同でその催しを開催することをいう。
- (2) 協賛 第三者が開催の主体となる催しについて、法人がその趣旨に賛同し、応援、援助をすることをいう。ただし、応援・援助にあたっては、原則的に経費・労務の負担はないものとする。
- (3) 後援 第三者が主催する催しについて、その趣旨に賛同し、応援、援助する場合であって、その催しへの関与が、原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

### (使用名義)

第3条 使用を許可する名義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公益財団法人 大学コンソーシアム京都
- (2) 大学コンソーシアム京都
- (3) (公財) 大学コンソーシアム京都

### (対象事業)

第4条 後援等を行うことができる事業は、法人定款第3条及び第4条の目的に添うものでなければならない。

### (承認基準)

第5条 後援等を行う事業は、次の各号の一に該当する主催者が行うものでなければならない。

- (1) 法人の加盟大学
  - (2) 国又は地方公共団体
  - (3) 学術研究機関
  - (4) 産官学地域との連携を有するもの
  - (5) 学校又は学校の連合体
  - (6) 前各号に定めるもののほか、理事長又は事務局長が、当法人の趣旨・目的に添うと認めたもの
- 2 後援等を行う事業は、その内容が次の各号に掲げる要件を満たしているものでなければならない。
- (1) 法人定款第3条及び第4条の目的に寄与するものでなければならない。
  - (2) 事業対象者の範囲がある程度の広さをもつこと。
  - (3) 特定の政治的又は宗教目的を有しないこと。
- 3 本条第1項第2項に定めるもののほか、後援等を行う事業は、次の各号に掲げる要件を満たしているものでなければならない。
- (1) 主催者の事業遂行能力が十分であること。
  - (2) 事業関係者が信用しうる者であること。
  - (3) 公衆衛生、災害防止等について、安全策が講じられていること。

### (申請手続)

第6条 法人の後援等を希望する団体等の代表者等（以下「申請者」という）は、理事長に対し後援等申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

（承認）

第7条 前条の規定に基づく後援等申請が第5条に定める承認基準を満たしているとき、当該後援等を承認し、申請者に対し後援等承認書（第2号様式）を交付する。なお、共催及び協賛は、運営委員会において承認し、後援については、事務局長が承認するものとする。

（承認の取消し）

第8条 理事長は、後援等に当たり、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、後援等の承認を取り消すことができる。

- (1) 申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 申請書の内容と異なる事業を行うとき。
- (3) 法人の指示に従わないとき。

2 理事長は、後援等の承認を取り消すことを決定したときは、速やかに後援等承認取消通知書（第3号様式）によりその旨を通知しなければならない。

（事業計画の変更等）

第9条 後援等を行う事業の申請者は、事業計画に変更が生じた場合、直ちにその旨を理事長に届けなければならない。

2 後援等の承認を取消し、又は後援等の事業を取りやめた場合は、法人が当該事業に要した経費の全部又は一部の返還を主催者に対して求めることができる。

（事業完了報告）

第10条 後援等の承認を受けた団体等は、事業終了後、速やかに後援等事業完了報告書（第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、2007（平成19）年4月1日から施行する

この規程は、2008（平成20）年2月1日から施行する。

この規程は、2010（平成22）年7月1日から施行する。

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

（第1号様式）後援等申請書

（第2号様式）後援等承認書

（第3号様式）後援等承認取消通知書

（第4号様式）後援等事業完了報告書